

## 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針

変 更 後	変 更 前
<p>国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 5 第 3 項の規定に基づき、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針を次のように決定する。</p> <p><u>なお、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号。以下「入管法等改正法」という。）に基づく特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、農業が特定産業分野に位置づけられたことに鑑み、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業は段階的に特定技能の在留資格に係る制度（以下「新制度」という。）に移行することとする。</u></p> <p>第 1～2 （略）</p> <p>第 3 適正受入管理協議会</p> <p>1 適正受入管理協議会は、関係自治体、内閣府地方創生推進事務局、<u>地方出入国在留管理局</u>、都道府県労働局及び地方農政局により構成するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第 4 特定機関の基準適合性についての確認</p> <p>特定機関として外国人農業支援人材を受け入れようとする者は、別に定める様式により、農業支援活動の提供を行おうとする区域の属する国家戦略特別区域に係る適正受入管理協議会に申請し、特定機関の基準に適合していることの確認を受けなければならない。<u>ただし、新制度への移行に向けて、適正受入管理協議会は当該申請の受付を速やかに締め切るものとし、具体的な受付期限は、各適正受入管理協議会において定める。</u></p> <p>第 5 特定機関による外国人農業支援人材の雇用</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第 1 項の雇用契約を締結するに当たっては、外国人農業支援人材の本事業に基づく農業支援活動は通算して 3 年までとする。<u>また、第 1 項の雇用契約を締結</u></p>	<p>国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 5 第 3 項の規定に基づき、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針を次のように決定する。</p> <p>第 1～2 （略）</p> <p>第 3 適正受入管理協議会</p> <p>1 適正受入管理協議会は、関係自治体、内閣府地方創生推進事務局、<u>地方入国管理局</u>、都道府県労働局及び地方農政局により構成するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第 4 特定機関の基準適合性についての確認</p> <p>特定機関として外国人農業支援人材を受け入れようとする者は、別に定める様式により、農業支援活動の提供を行おうとする区域の属する国家戦略特別区域に係る適正受入管理協議会に申請し、特定機関の基準に適合していることの確認を受けなければならない。</p> <p>第 5 特定機関による外国人農業支援人材の雇用</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第 1 項の雇用契約を締結するに当たっては、外国人農業支援人材の本事業に基づく農業支援活動は通算して 3 年までとする。</p>

(新旧対照表)

するに当たっては、雇用契約期間の始期は、契約更新の場合や特定機関に責がない場合を除き、令和2年(2020年)3月31日までとしなければならない。

5～11 (略)

第6～第7 (略)

第8 特定機関への報告

1 特定機関は、労働者派遣法第42条第3項に規定する通知のほか、少なくとも3月に1回、次に掲げる事項について派遣先農業経営体から特定機関に報告させなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がない場合はこの限りではない。

2～3 (略)

第9 適正受入管理協議会への報告

1 特定機関は、次に掲げる事項について、1月に1回、別に定める様式により、適正受入管理協議会に報告しなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がない場合はこの限りではない。

2 特定機関は、次に掲げる事項について、少なくとも3月に1回、別に定める様式により、適正受入管理協議会に報告しなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がない場合はこの限りではない。

3～4 (略)

第10 特定機関への巡回指導及び監査

1 特定機関は、第9の報告内容等について、少なくとも1年に1回、外国人農業支援人材を雇用している本社又は直営事業所において、適正受入管理協議会による巡回指導を受けなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がない場合はこの限りではない。

2 特定機関は、次に掲げる事項について、少なくとも1年に1回、外国人農業支援人材を雇用している本社又は直営事業所において、適正受入管理協議会による監査を受けなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がない場合はこの

5～11 (略)

第6～第7 (略)

第8 特定機関への報告

1 特定機関は、労働者派遣法第42条第3項に規定する通知のほか、少なくとも3月に1回、次に掲げる事項について派遣先農業経営体から特定機関に報告させなければならない。

2～3 (略)

第9 適正受入管理協議会への報告

1 特定機関は、次に掲げる事項について、1月に1回、別に定める様式により、適正受入管理協議会に報告しなければならない。

2 特定機関は、次に掲げる事項について、少なくとも3月に1回、別に定める様式により、適正受入管理協議会に報告しなければならない。

3～4 (略)

第10 特定機関への巡回指導及び監査

1 特定機関は、第9の報告内容等について、少なくとも1年に1回、外国人農業支援人材を雇用している本社又は直営事業所において、適正受入管理協議会による巡回指導を受けなければならない。

2 特定機関は、次に掲げる事項について、少なくとも1年に1回、外国人農業支援人材を雇用している本社又は直営事業所において、適正受入管理協議会による監査を受けなければならない。

(新旧対照表)

<p><u>限りではない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 11 (略)</p> <p>第 12 外国人農業支援人材の保護</p> <p>1 特定機関は、外国人農業支援人材の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制とするとともに、派遣先農業経営体において外国人農業支援人材が不当に扱われた場合等に対応して、外国人農業支援人材を保護する仕組みを設けなければならない。<u>ただし、新制度への移行により、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がいなくなった場合はこの限りではない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 13 (略)</p> <p>第 14 外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置</p> <p>特定機関は、当該特定機関が特定機関の基準に適合しなくなった場合その他特定機関に起因する理由によって外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合において、外国人農業支援人材本人に責がなく、かつ本人が継続して<u>農業の就労目的で在留を希望</u>するときは、当該外国人農業支援人材を受け入れる新たな特定機関<u>あるいは入管法等改正法に基づく特定技能所属機関</u>を確保するよう努めるものとする。</p> <p>第 15 (略)</p> <p><u>第 16 新制度施行後の外国人農業支援人材の新規受入れ</u></p> <p><u>1 特定機関は、本事業に基づく外国人農業支援人材を新たに受け入れる場合には、令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日までに当該人材を入国させるよう計画的に手続を進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 特定機関は、雇用する外国人農業支援人材が在留資格の変更を行った場合には、別に定める様式により、速やかに適正受入管理協議会に報告しなければな</u></p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第 11 (略)</p> <p>第 12 外国人農業支援人材の保護</p> <p>1 特定機関は、外国人農業支援人材の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制とするとともに、派遣先農業経営体において外国人農業支援人材が不当に扱われた場合等に対応して、外国人農業支援人材を保護する仕組みを設けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 13 (略)</p> <p>第 14 外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置</p> <p>特定機関は、当該特定機関が特定機関の基準に適合しなくなった場合その他特定機関に起因する理由によって外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合において、外国人農業支援人材本人に責がなく、かつ本人が継続して<u>本事業による</u>在留を希望するときは、当該外国人農業支援人材を受け入れる新たな特定機関を確保するよう努めるものとする。</p> <p>第 15 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

(新旧対照表)

らない。

3 適正受入管理協議会は、第1項に規定する期限以降に、第9第3項の規定に基づき同項(1)に掲げる新たに外国人農業支援人材を雇用する内容の報告を受けた場合は、第1項の規定によらず引き続き本事業で受入れを希望する理由等について特定機関に報告を求めるものとする。